

答 申 第 6 号
平成15年 8月 8日

仙台市長 藤 井 黎 様

仙台市個人情報保護審議会
会長 布 田 勉

仙台市個人情報保護条例第22条の規定に基づく諮問について（答申）

平成15年6月17日付健こ相第28号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第8号 「 , , に係る相談記録一切の文書」の一部開示決定に対する異議申立てについて

(別紙)

答 申
(諮問第 8 号)

1 審議会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が、異議申立人（以下「申立人」という。）の行った個人情報開示請求に係る個人情報を一部開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、「
、
に係る相談記録一切の文書」の開示を請求したのに対し、実施機関が
、
及び
（以下「本件児童」という。）に係る「児童記録」を特定し、平成15年6月4日付で一部開示決定を行ったことについて、申立人がその取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。（別添1参照）

4 実施機関の説明

実施機関の説明は、おおむね理由説明書に記載のとおりである。（別添2参照）

5 審議会の判断

(1) 本件対象個人情報について

「児童記録」は、児童相談所における相談援助活動の記録を児童ごとに集約したものである。本件異議申立てに係る対象個人情報は、本件児童に係る「児童記録」の内、非開示とされた「指導処理経過表」、「児童調査票」、「児童虐待通告書」、「処遇会議録」、「一時保護児童票」、「児童記録票」、「心理判定記録」、「行動観察記録」、「面接記録」、「指導援助経過記録」、「家事審判申立書添付証拠書類」、「家裁調査官調査対応書類」、「関係機関との連絡調整記録」に記載された本件児童の個人情報である。

なお、本件開示請求及び異議申立ては、本件児童の親権者である法定代理人が行ったものである。

(2) 児童相談所の業務及び「児童記録」の性質等について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき設置されるもので、「児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。」、「児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。」、

「児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。」及び「児童の一時保護を行うこと。」を主な業務としている（同法第15条の2第1項）。また、同法第1条は児童福祉の理念として「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と定めており、児童相談所は、この理念に則り、虐待等により保護を要する児童について、専門的見地から総合的に調査、診断、判定を行い、児童の最善の利益のため、処遇、相談援助等を提供することが期待されているものである。

本件は、児童相談所が通報機関（者）からの虐待通告を端緒として、家庭裁判所の承認を得て、親権者の意に反して児童養護施設等への入所措置を行った事例であり、本件児童とその法定代理人である親との利害は必ずしも一致していない。

現在、施設入所の措置は解除されているが、なお、児童相談所による相談援助が継続している状況にある。

「児童記録」は、本件児童について、児童相談所が作成した文書及び児童の処遇、相談援助等にあたって関係する機関等（以下「関係機関等」という。）が作成した文書で児童相談所が入手したもから構成されており、全体として児童相談所の調査、診断及び判定並びにそれに基づいた処遇、相談援助等の業務記録となっている。これは、以後の児童の処遇、相談援助の提供について検討するうえで重要な資料となるものである。

以上を踏まえて、本件対象個人情報の非開示事由該当性について検討する。

（3） 条例第14条第1項第1号及び第2号の該当性について

ア 条例第14条第1項第2号は、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」については非開示とすることができる旨定めたものである。

イ 「児童記録」の性質は、上記5（2）のとおり、児童相談所が本件児童に係る評価、診断、指導等業務において作成し、入手したものであるから、「児童記録」における個人情報は、同号に規定する「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する個人情報」に該当することは明らかである。

ウ そして、「児童記録」中の個人情報を非開示とするには、当該個人情報を開示することによって、現在又は将来の児童相談所の処遇、相談援助の提供業務に支障が生じるおそれがあると認められる場合でなければならない。

エ 「児童記録」には児童の意思、発言、行動等（以下「児童の意思等」という。）が記録されているが、これを、児童本人とその法定代理人である親との利害が必ずしも一致していない状況において開示すれば、親との関係において児童本人の不利益となるおそれがある。児童の最善の利益を目指すべき児童相談所としては、仮に開示がなされたとした場合には児童の処遇、相談援助の提供について検討するうえで重要な資料となる児童の意思等を記録しに

くいこととなることから、このような開示は業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、このような情報は、条例第14条第1項第2号に該当する。

オ 「児童記録」のうち、ウに掲げる情報を除く、児童相談所又は関係機関等作成による調査、診断及び判定並びにそれに基づいた処遇、相談援助等の記録について検討する。

本件が児童や親の意向に反する処遇も行なわれる児童虐待事例であることを考えると、本件児童の親に、児童相談所や関係機関等内での逐一の検討経過や関係機関等との折衝等を知らせることは、かえって処遇の目標達成を妨げるおそれがあることは予想されるところである。したがって、このような情報は、条例第14条第1項第2号に該当する。

カ なお、「児童記録」のうち、法第25条等に基づく児童虐待の通告に関する情報があるがこれについては、条例第14条第1項第2号の該当性を判断するまでもなく、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条に、「児童相談所又は福祉事務所が児童虐待を受けた児童に係る児童福祉法第25条の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた児童相談所又は福祉事務所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定められていることから、条例第14条第1項第1号の法令秘情報に該当し、非開示となる。

キ 以下、非開示とされた文書について、個別に上記エ、オ及びカに該当する情報があるかを判断する。

「指導処理経過表」について

日付順に本件児童にかかる処遇や指導、関係機関等との連絡調整等の処理経過が記録されているものである。

上記オ及びカに該当する情報が含まれている。

「児童調査票」「児童虐待通告書」について

児童相談所が、関係機関等から虐待の通告を受け、関係機関において調査した内容や見解等を記録したものである。

上記オ及びカに該当する情報が含まれている。

「一時保護児童票」「児童記録票」について

本件児童についての一時保護、児童福祉施設措置にいたる経過、児童福祉司の所見、診断等が記録されているものである。当該記録には、児童本人の意思等が記録されている。

上記エ、オ及びカに該当する情報が含まれている。

「心理判定記録」「行動観察記録」について

それぞれ専門的な立場から本件児童について分析，判定を行っている文書である。児童本人の意思等が記録されている。

上記エ及びオに該当する情報が含まれている。

「面接記録」について

児童本人と児童福祉司等による面接の様子を記録したものである。児童本人の意思等が記録されている。

上記エ及びオに該当する情報が含まれている。

「指導援助経過記録」について

児童福祉司による日々の記録であり，関係機関との連絡，処遇，判定，意見，感想等相互に関連した情報が記録されている。また，児童本人の意思等が記録されている。

上記エ，オ及びカに該当する情報が含まれている。

「家事審判申立書添付証拠資料」について

児童相談所が，本件児童について家庭裁判所に児童福祉施設入所措置に係る承認を求め，家事審判を申し立てた際の証拠資料であって， の「児童調査票」「児童虐待通告書」， の「一時保護児童票」「児童記録票」及び の「指導援助経過記録」と同一の情報を取りまとめたものである。したがって，上記エ，オ及びカに該当する情報が含まれている。

ところで，申立人は，過去に家庭裁判所において当該資料の閲覧が認められたのであるから，当該資料を開示すべき旨意見書で述べている。

しかし，条例に基づく開示の可否は条例に従って判断すべきであって，家事審判の記録の閲覧が，審判の公正を確保する見地から認められるものであり，条例に基づく開示とは趣旨が異なる以上，当然開示すべきこととはならない。

「家裁調査官調査対応書類」について

家庭裁判所の調査官に提出した資料で，上記 の「面接記録」及び の「行動観察記録」で構成されている。したがって，上記 で判断したのと同様の理由から，上記エ及びオに該当する情報が含まれている。

「関係機関との連絡調整記録」について

関係機関等との打合せ内容及び関係機関等で調査した内容やその見解等が記録されている。また，児童本人の意思等が記録されている。

上記エ，オ及びカに該当する情報が含まれている。

ク 以上のとおり，上記文書には，いずれも条例第14条第1項第1号又は第2号に該当する情報が含まれており，非開示とすべきものと認められる。

なお，上記文書に記録されている非開示とする情報は，いずれも記録されている箇所が多く，非開示情報を除くと開示請求の趣旨に合致しないと認められることから，条例第15条の規定による一部開示を行う必要はない。

(4) 条例第14条第1項第3号及び第6号の該当性について

実施機関は，本件対象個人情報について，条例第14条第1項第3号及び第6号にも該当する旨主張しているが，本件対象個人情報はいずれも同項第1号又は第2号に該当するのであるから，同項第3号及び第6号の該当性について判断する必要はない。

(5) 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 8 号)

年月日	内 容
平成15. 6 . 17	・ 諮問を受けた
15 . 6 . 25	・ 実施機関（健康福祉局こども家庭部児童相談所）から理由説明書 を受理した
15 . 6 . 26	・ 異議申立人から意見書を受理した
15 . 6 . 27 （平成15年度 第3回審査会）	・ 実施機関（健康福祉局こども家庭部児童相談所）から意見を聴取 した ・ 諮問の審議を行った
15 . 7 . 2	・ 異議申立人から意見書を受理した（2回目）
15 . 7 . 16	・ 異議申立人から意見書を受理した（3回目）
15 . 7 . 23 （第4回審査会）	・ 諮問の審議を行った
15 . 7 . 30	・ 異議申立人から意見書を受理した（4回目）